

おまつなし

今年も宮津燈籠流し花火大会を 無事に終了させていただきました！



8月14日～16日の3日間に亘り開催いたしました宮津燈籠流し花火大会につきましては、多くの事業所・市民の方々・関係団体の方々をはじめ実行委員の皆さまから、多大なるご支援・ご協力をいただき、今年も無事事故なく成功裏に終了することができました。

また、花火大会翌日の清掃活動におきましても、ボランティアの方々を含むたくさんの皆さまにお世話になりました。

大会は3日間で終わりましたが、開催に伴う準備から後片付けと皆さまのご協力により、今年もたくさんのお客様にお越しいただき、多少なりとも地域振興に寄与できたのではないかとこの会報の紙面をお借りし、関係者のみなさまをはじめとする多くの市民の方々に、心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(宮津燈籠流し花火大会実行委員会)

なお、本年ご協賛いただきました企業協賛金、市民花火の金額は以下のとおりです。

企業協賛金(544件) 4,495,500円

市民花火協賛金(1,112件) 1,799,100円

お知らせ！

会員事業所の表彰について



かねてよりお知らせしております会員事業所の表彰につきましては、今秋の従業員表彰の折、会議所の表彰制度の一環として実施させていただくことで募集の準備をさせていただいております。

この表彰制度は、当所の表彰規程を改定し追加したもので、会員歴が10年以上あり、会員として地域の発展、振興に寄与され他の模範とされる事業所を表彰させていただくものです。

具体的には創業25周年、50周年、75周年、100周

年を迎えた事業所、さらに100周年を超え25周年毎の事業所を対象と致しております。

初めての実施でもあり多くの対象事業所さまの参加をお待ちしております。また、不明な点は事務局までどしどしお問い合わせください



うがいと手洗いの励行でインフルエンザを予防しましょう！

地域産業発展のため、お買い物は地元商店街で

小規模事業者等の経営・技術強化 エキスパート・バンクがあなたを応援します！

この事業は、経営・営業・生産・技術など多くの課題を抱えお困りの「小規模事業者又は創業を予定する者」(小規模事業者等)の要望に応じて、エキスパート(専門家)を直接事務所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言により、その解決を図っていただく制度です。

- 経営ビジョンをつくりたい
- 社内の業務システムを見直したい...
- コストダウンを図りたい...
- 就業規則を見直したいが...
- 商標登録を出願したいが...
- 社員の教育訓練を指導して欲しい...
- 新分野の進出、新技術の導入をすすめたいが...
- 店舗改装をしたいが...
- 商品デザインを見直したいが...
- 新しい事業を考えているが...



を含む従業員の数となります。創業を予定する方もこの制度を利用することが可能です。

【4つの特色】

1. 費用は無料

エキスパートの謝金・旅費は全額バンクが負担します。但し、材料等は事業者等の負担(全額負担)となります。

*1企業1テーマにつき指導回数は1回です。また、テーマが異なれば、1企業には10日の派遣が可能です。

2. 府内の小規模事業者が対象

従業員が製造業・建設業などは20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業者が対象となります。また、創業予定の方もご利用いただけます。

3. 出前指導・エキスパートが訪問指導

エキスパート(専門家)と指導日時を調整の上、事業者等へ訪問指導をします。(内容は秘密厳守)

4. 経験豊かな専門家を登録

幅広い分野に大学教授をはじめ、一流の専門家を登録しています。

【ご利用いただける方】

従業員が商業又はサービス業は5人以下。製造業・建設業などは20人以下(従業員数とは支店・工場等

申し込みは宮津商工会議所(☎22-5131)まで

健康保険の保険料率・厚生年金保険の保険料率改定のお知らせ (平成21年9月より)

協会けんぽの健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料率となっていますが、本年9月分の保険料(10月納付分)から都道府県毎の保険料率に移行します。

また、平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は『平成21年9月分(同年10月納付分)から平成22年8月分(同年9月納付分)まで』の保険料を計算する際の基礎となります。

【健康保険の京都府における保険料率】

(現行)
8.2%

(平成21年9月～)
8.19%

*40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.19%)が加わります。

全国健康保険協会 京都支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

【厚生年金保険の保険料率】



	現 行	平成21年9月～
・一般の被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	15.350%	15.704%
・農林漁業団体の事業所の被保険者の方 坑内員・船員の被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	16.200%	16.448%

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

労働基準法の一部改正法が成立

～平成22年4月1日から施行されます～



時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行25%から50%に引き上げられます。

* 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。休日労働（35%）と深夜労働（25%）の割増賃金率は、変更ありません。

ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金の引上げは猶予されます。

* 中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（25%から50%に上げた差の25%分）の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。

労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

* 詳細は改正法の施行までに、厚生労働省令で定められます。

* 労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

【具体例】

時間外労働を月76時間行った場合

月60時間を超える16時間分の割増賃金の引上げ分25%（50% - 25%）の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

16時間 × 0.25 = 4時間分の有給の休暇を付与

（76時間 × 1.25の賃金の支払は必要）

割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます

「時間外労働の限度基準」（平成10年労働省告示第154号：限度基準告示）により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること
の率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること

月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

が必要となります。

* 労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。

* 今後、改正法の施行までに、限度基準告示が改正される予定です。

年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

* 所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

* 1日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなりますが、詳細は改正法の施行までに、厚生労働省令で定められます。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

* 例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

詳しくは、京都労働局またはお近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

宮津市雇用安定助成金・宮津市雇用促進奨励補助金のご案内

* 宮津市雇用安定助成金 *

国の雇用調整助成金制度は景気の変動、産業構造の変化などにより事業縮小を余儀なくされ、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させた事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部が国から助成されます。この助成金に市が追加助成することにより、国とあわせて対象額（基準賃金額）の全額を助成し、市内雇用の確保と事業者の負担軽減を図ります。

助成額

国の助成事業名	国の助成率 1	市の助成率 2
中小企業緊急雇用安定助成金	対象額の4/5	対象額の1/5以内
雇用調整助成金	対象額の2/3	対象額の1/3以内

- 1 国の助成額が基本手当日額の最高額(現在は7,730円です。)を超える場合は、最高額が限度額となります。また、従業員の解雇等を行わない事業主に対しては、国の助成金の上乗せがあります。

(中小企業：4/5 9/10 大企業：2/3 3/4)

なお、国の助成率の上乗せがあった場合は、上乗せ相当額を市の助成額から控除します。

- 2 市からの助成金は1事業所に付き200万円を限度とします。

期間：平成20年12月1日から平成22年3月31日までの間の休業及び出向に係る手当、賃金等の経費を助成対象とします。

* 宮津市雇用促進奨励補助金 *

市内の事業所が、15歳以上65歳未満の本市住民を雇用保険の被保険者として1年以上雇用する場合に補助金を交付し、市内の雇用促進及び雇用機会の拡大を図ります。

補助対象

【事業所としての要件】

雇用保険の適用事業所の事業主であること。(市長が別に定める事業を行うものを除く。)

雇入れの日の6月前の日から補助金の交付決定までの間に、当該事業所等において雇用者を事業主の都合により解雇していないもの

【対象となる雇用者の要件】

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に本市所在の事業所等で雇用された15歳以上65歳未満の宮津市住民

1年以上雇用される雇用保険の被保険者で、下記に該当するもの。

雇用区分	契約内容の区分	条件	1人あたりの補助金
常用雇用 (30時間～/週)	雇用期間の定めのない雇用契約	無し	40万円
	雇用期間の定めのある雇用契約	雇用の6月前までの間に 非自発離職者となった者 を雇用した場合のみ	40万円
パート雇用 (20～30時間/週)	雇用期間の有無は不問		20万円

雇用契約に雇用期間の定めがある場合でも、1年以上の契約期間を必要とします。

国、府等の補助金等の対象となる場合(国の試行雇用奨励金の対象となる場合を除く)は、補助金の対象となりません。

交付方法：雇用開始後6ヵ月経過後に補助金額の50%、1年経過後に50%を交付します。

期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの新たな雇用を対象とします。

* その他各種助成金については、宮津市役所産業振興室 産業政策係・商工観光係 (TEL22 - 2121) へお問い合わせください。

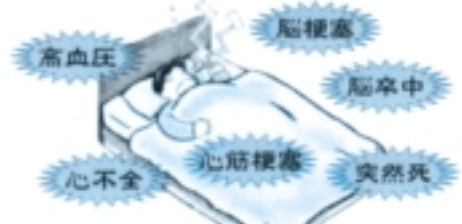
こんな病気ご存知ですか？

睡眠時無呼吸症候群

あなたの周りにこんな症状のある方はいませんか？

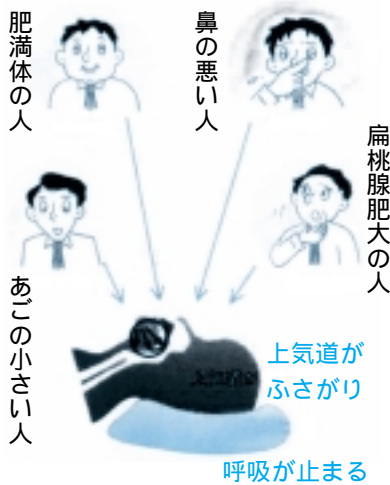


あなたは大丈夫？ 「睡眠時無呼吸症候群」は病気です。呼吸が止まり酸素不足が長く続くと、高血圧のおそれや合併症を引き起こす可能性があります。



あなたは寝起きがさわやかですか？ 熟睡感がありますか？ いびきやねむけ……。正常で健やかな睡眠を毎日とられている人にとってはごく当たり前のこととしか思えません。ところが実際にはこれを無視できない人々もいるのです。

睡眠時無呼吸症候群ってどんな病気？



正常な人でも熟睡中は起きているときに比べて気道が狭くなります。しかし、次のような人はさらに気道が押しつぶされふさがりやすくなっています。

いびきは、気道が狭くなってきたときその気道を空気が無理やり通過しようとする際に生じる音です。

深いねむりに入ろうとするとときに特に気道が狭くなり空気が通れなくなってしまいます。すると息苦しくて目が覚め、その後ねむりについてもまた気道が狭くなり……を繰り返して熟睡できなくなってしまうのです。

そして一般的にはそれははっきり自覚していないのです。したがって、脳も体も一晩中熟睡することなく、日中は睡魔との戦いに終始し、日常生活に影響を及ぼし、健康を損なうようになってしまいます。

気道がふさがれ空気が体に入らないと……

私たちの体は呼吸をし酸素を体内に取り入れて生命を維持しています。と



ところが睡眠中に呼吸が止まり血液に取り込まれる酸素が低下すると全身の臓器や器官は酸素不足になり、さまざまな悪影響を及ぼし生命活動を危うくします。たとえば血圧が上がったり、心不全をおこしたり、心筋梗塞や脳梗塞・脳出血を引き起こしたりすることもあります。



さらに、夜間熟睡できないと寝不足状態となり……

集中力の低下・疲労・無気力の他、物忘れがひどくなったり、穏やかだった人が急に怒りっぽくなったり、さらには強いねむけが交通事故の原因となることもあります。

ねむけ 疲労感 抑うつ気分 集中力・記憶力低下 仕事の能率低下 交通事故



こうなる前に正しい診断を受け、あなたにあった治療を受けましょう。

地区別移動相談所開設のお知らせ

下記の地域で午前9時30分から午後3時まで、一日移動相談所を開設いたします。金融・税金・帳簿・社会保険・雇用保険・労災保険・新規開業・各種共済制度・その他経営に関すること何でもお気軽にご相談ください。

地域名	開設予定日	場 所
府中地域	9月25日(金) 予定	府中地区公民館
由良地域	10月22日(木) 予定	由良の里センター
栗田地域	11月26日(木) 予定	栗田区民センター



第13回 み・み・み・みやづフリーマーケット開催のご案内

宮津商工会議所青年部では北近畿最大級のフリーマーケット「第13回み・み・み・みやづフリーマーケット」を下記のとおり開催いたします。

青年部オリジナルのへしこチャーハンも販売予定です！



【と き】 10月11日(日) 午前9時30分～午後3時

【と ころ】 島崎公園

【出 店 料】 一般ブース2,500円 飲食ブース4,000円

【出店申込】 所定の用紙に必要事項を記入し、9月30日(水)までにFAXでお申込ください。

申込書は青年部HR(<http://www.kyo.or.jp/miyazu/yeg/>)よりダウンロードしてください。

電話でのお申込受付は行っておりません。

申込多数の場合は抽選で決定いたします。

【お申込み】 FAX 25 - 1690

【お問合せ】 TEL 22 - 5131

KTRのご利用で駐車場料金が無料に！



KTRと宮津市が連携し、市営駐車場を利用し宮津駅からKTR利用のお客様を対象に駐車場料金が無料になる「宮津KTR利用得とく駐車場券」を発行しております。

京都・大阪方面への観光に、ビジネスに大変お得で便利な「得とく駐車場券」を是非ご利用ください。

取扱駐車場

宮津市営駐車場(宮津駅前駐車場)

開場時間 6:00～23:30

駐車場券発行駅

宮津駅(営業時間5:45～23:50 TEL:0772-22-3307)

駐車場券発行条件

宮津駅から往復の乗車券と特急券(宮津から福知山、西舞鶴または豊岡以遠の区間)をご利用されるお客様「京都ビジネス自由席特急回数券」をご利用されるお客様

「宮津KTR利用得とく駐車場券」の発行は、ご利用当日のみとし、事前予約の取扱いはいたしません。

駐車場料金(400円)は1日分(日帰り分)のみ無料。2日目以降は所定の駐車料金をいただきます。

《お問い合わせ先》

北近畿タンゴ鉄道株式会社 宮津事業本部 TEL:0772-22-8571(平日9時～18時)

発行所 宮津商工会議所情報委員会 京都府宮津市字鶴賀2054の1
URL <http://www.kyo.or.jp/miyazu/> E-mail: miyazu@kyo.or.jp